

お 知 ら せ

皆様のご協力のもとに進めております国土交通大臣起業の『一般国道四九七号新設工事（西九州自動車道「松浦佐々道路」・長崎県佐世保市江迎町根引地内から同市江迎町北平地内まで）及びこれに伴う市道付替工事』について、左記のとおり土地収用法による事業の認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

- 一 事業認定の告示があった日 令和六年三月二十一日（国土交通省告示第一九五号）
- 二 事業認定の告示があった土地
（収用の部分）
長崎県佐世保市江迎町根引、江迎町栗越、江迎町奥川内、江迎町中尾及び江迎町北平地内
（使用の部分）
長崎県佐世保市江迎町栗越、江迎町奥川内、江迎町中尾及び江迎町北平地内
- 三 前記二の土地の内、次の土地については、収用又は使用の手続が保留されています。
（収用又は使用の部分）
長崎県佐世保市江迎町根引、江迎町栗越、江迎町奥川内、江迎町中尾及び江迎町北平地内

この事業認定の告示の日以後、前記二の土地については、土地収用法による次の効果が発生していますので、留意ください。

- イ 右の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。
- ロ 右の告示の日以後に、土地、土地にある建物等の工作物または物件について新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれないこととなります。また、新たな権利を設定されても、損失の補償は受けられません。
- ハ 右の告示の日以後に、土地の形質を変更し、建物等の工作物を新築、増築等するときまたは物件を附加増置するときは、あらかじめ長崎県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
- ニ 右の告示の日以後に、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっておられる関係人は国土交通大臣に対し、長崎県収用委員会に土地収用の裁決を申請するよう請求することができます。また、国土交通大臣が裁決申請したときまたは国土交通大臣に裁決を申請するよう請求したときは、これらの方は自己の権利に対する補償金を支払うよう国土交通大臣に請求できます。
- ホ 土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、裁決申請がされた後は、明渡裁決の申立てを直接長崎県収用委員会にて行うことができます。

なお、これらの土地を表示する図面は、佐世保市役所土木部土木政策課で縦覧されています。また、詳しい内容について記載されていますパンフレット「補償等についてのお知らせ」を、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所佐世保国道維持出張所西九州道推進室（用地班）及び佐世保市役所土木部土木政策課において用意しておりますので参考にしてください。その他、不明な点については、左記の国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所佐世保国道維持出張所西九州道推進室（用地班）にご照会ください。

起業者の名称

国 土 交 通 大 臣

連 絡 先

国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所佐世保国道維持出張所西九州道推進室（用地班）
住 所 長崎県佐世保市田の浦町六八
電 話 ○九五六・三八・二四四一